

医療 ADR あっせん・仲裁人候補者

氏名 藤田 謹也

事務所：藤田謹也法律事務所

住所：〒107-0052

東京都港区赤坂2丁目2番21号

永田町法曹ビル506・606号室

TEL：03-5562-0625（代表）

FAX：03-5562-0627

主な経歴

昭和47年10月東京生まれ

昭和45年3月中央大学法学部卒業

昭和53年3月司法研修所卒業（30期）

昭和57年4月 東京弁護士会 医療過誤法部会設立

同年より現在に至るまで医療過誤法部会事務局長、医療過誤法部会部長、東京弁護士会司法修習生への医療過誤事件の講師など

医療機関側・患者側の別

医療機関側 ・ ◎患者側

主な取り扱い分野

虫垂炎術中ショック事件・ストマイショック死事件・ADS術中空気塞栓死事件・軟骨肉腫術中死事件・CCF術中死事件・人工股関節化膿性骨髄炎罹患事件・ユーイング肉腫誤診事件など。経験した事件のほとんどが患者側での訴訟事件ですが、医療側での訴訟事件の経験もあります。

主な著書（共著など）

「判例要約・医師の説明義務」（実務民事法・日本評論社）、「分娩時大出血の対処経過の事例研究」（法律実務研究・東京弁護士会発行）、「医療における期待権の解明」（法律実務研究）、「子宮癌・卵巣癌に関する判例の解明」（法律実務研究）、「MRSA院内感染に関する研究」（法律実務研究）、「麻酔事故に関する判例要約とその分析」（法律実務研究）、「職裏としての弁護士」（中経出版発行）、「医療訴訟」（商事法務発行）など

医療 ADR あっせん・仲裁人候補者

仲 裁 人 の メ ッ セ ー ジ

年間の医療事件の処理数は、多くはありませんが、医療過誤事件をほとんど間断なく手掛けて30年以上になり、その間、1件1件、コツコツと事件の処理をしてきました。医療ADRの場合、高度に専門的な知識を要する医療事故の原因究明の側面と被害感情の宥和による早期解決の側面が対立する場面が考えられますが、そのどちらかに重点を置くのではなく今までの医療事件の経験を駆使して医療事故の原因となるべき事実の概要を把握しつつ医療関係者及び患者並びに遺族等の精神的なケアを考慮して双方が納得しうる最善の解決策を探るべきだと考えます。